

夜間金庫利用規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当行における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用して下さい。

2. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当行所定の夜間金庫専用の入金伝票とともに当行所定の預入袋（以下「預入用袋」という）に入れ、その預入用袋を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。なお、入金伝票等には、氏名、口座番号、入金額、金種別内訳、その他必要事項を記入して下さい。

(2) 預入用袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、受領レシートを受け取って下さい。

3. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された預入袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当行はその責任を負いません。

4. (利用料)

夜間金庫の利用にあたっては、当行所定の利用料（基本契約料および入金帳代と消費税相当分）を支払うものとします。

(1) 基本契約料

基本契約料は、当行所定の料金を3月31日（以下「基本契約料金徴収期限」という）の翌日から1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、契約者が指定した預金口座から引落します。なお、当初の利用に係わる基本契約料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から基本契約料金徴収期限までの分を月割りにより前払いするものとします。また、基本契約料を現金で支払う場合も同じ要領で前払いするものとします。

(2) 入金帳代

入金帳代金は、当行所定の料金を入金帳をお渡しした際に、契約者が指定した預金口座から引落します。なお、入金帳代金を現金で支払う場合も同様とします。

(3) 前第1項および第2項の料金を、契約者が指定した預金口座から引落しする場合には、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振り出しまたは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略して払戻しするものとします。なお、料金については、諸般の事情により変更する場合がありますが、この場合の基本契約料については、変更日以後に到来する基本料金徴収期限の翌日から、変更後の新料金を適用します。

(4) 契約期間中に解約する場合で基本契約料支払前のときは、解約日の属する月までの基本契約料を支払って下さい。なお、基本契約料を支払済のときは、解約日の属する月の翌月から基本料金徴収期限までの基本契約料を月割計算により返戻します。

(5) お支払いいただいた入金帳代金は理由の如何にかかわらず返却しません。

5. (預入用袋等の返却)

預入用袋は当行の受入れ手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取って下さい。

6. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は契約者が保管し、その鍵で夜間金庫投入口扉の開閉を行って下さい。

(2) 預入用袋の鍵正副2個のうち、正鍵は契約者が、副鍵は当行が保管し、預入用袋の開閉に使用します。

7. (鍵、預入用袋の喪失・き損)

投入口鍵、預入用袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届けて下さい。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。

8. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預入用袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

9. (反社会的勢力との取引謝絶)

この夜間金庫は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

10. (解約等)

(1) この契約は、契約者または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、預入用袋および預入用袋正鍵を直ちに当店へ返して下さい。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間金庫を解約して下さい。

① 契約者が、夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
③契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (譲渡・転貸等の禁止)

(1) 夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。

(2) 投入口鍵、預入用袋および預入用袋正鍵は、譲渡・転貸または質入れすることはできません。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以 上
(2012.7)